

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

令和4年4月12日

神戸市垂水区長 黒田 徹

1 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 閲覧状況

国又は地方公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県	県民意識調査	令和3年4月30日	垂水区全域
兵庫県	健康づくり実態調査	令和3年9月28日	垂水区全域
神戸市	住生活基本計画に係る調査	令和4年1月18日	垂水区泉が丘・山手